



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月1日 曜日 第2069号外5

◇ 目次 ◇
規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
医薬品販売業の認定に関する規程の廃止.....	4

訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	4
---------------------------------------	---

規 則

○愛媛県規則第40号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

薬事法施行細則の一部を改正する規則

第1条 薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（提出する書類の経由）</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及び既存配置販売業者並びにそれらの配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。ただし、薬局の所在地が松山市の区域内である場合にあつては、法第8条の2第1項及び第2項の規定により知事に提出する報告書は、直接提出しなければならない。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第2号様式（第5条関係） 登録販売者試験受験申請書</p> <p>第3号様式（第5条、第2号様式関係） 実務経験（見込）証明書</p> <p>第3号様式（その2）</p> <p>省略</p>	<p>（提出する書類の経由）</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。ただし、薬局の所在地が松山市の区域内である場合にあつては、法第8条の2第1項及び第2項の規定により知事に提出する報告書は、直接提出しなければならない。</p> <p>（配置販売品目書の携行）</p> <p>第5条 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事するときは、法第30条の規定により指定を受けた医薬品の品目書を携行しなければならない。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>（医薬品販売業の許可を受ける者の認定）</p> <p>第8条 令第51条又は第52条第3号の規定による医薬品販売業の許可を受ける者の認定については、別に定める。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第2号様式（第6条関係） 登録販売者試験受験申請書</p> <p>第3号様式（第6条、第2号様式関係） 実務経験（見込）証明書</p> <p>省略</p>

注 1 この様式は、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業における実務経験又は改正法附則第2条、第5条、第8条若しくは第10条の規定により引き続き業務を行うものとされる医薬品の販売業者の下での実務経験を証明する場合に使用すること。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

第4号様式（第7条 第9条、第5号様式、第6号様式関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証

第5号様式（第8条関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証書換え交付申請書

第6号様式（第9条関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証再交付申請書

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

第4号様式（第9条 第11条、第5号様式、第6号様式関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証

第5号様式（第10条関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証書換え交付申請書

第6号様式（第11条関係） 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証再交付申請書

第2条 薬事法施行細則の一部を次のように改正する。

第3号様式（その2）の前に次のように加える。

第3号様式(その1)

実 務 経 験 (見 込) 証 明 書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

(許可番号:)

管理者氏名

印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
薬局、店舗又は 配置販売業の名称			
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販 売 業 の 区 域			
業 務 の 期 間	年 月	~ 年 月	(年 月間)
業 務 の 内 容			

注1 この様式は、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)第1条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく薬局、店舗販売業又は配置販売業における実務経験を証明する場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 業務の期間の欄は、実務経験被証明者が1箇月に80時間以上、業務の内容の欄に記載した業務を行っていた連続した期間を記入すること。

5 業務の内容の欄は、次に掲げる業務のうち、業務の期間の欄に記載した期間内に実務経験被証明者が薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で従事したものを記載すること。

- (1) 一般用医薬品の販売等の直接の業務
- (2) 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
- (3) 一般用医薬品に関する相談があつた場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
- (4) 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務
- (5) 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- (6) 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条の規定により引き続き業務を行う既存配置販売業者又はその配置員については、改正前の薬事法施行細則第5条の規定は、なおその効力を有する。

告 示

46号)は、告示の日限り廃止する。

平成21年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第762号

医薬品販売業の認定に関する規程（昭和36年10月愛媛県告示第8

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(事務の委任)				(事務の委任)			
第4条 省略				第4条 省略			
2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。				2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。			
(1)～(5) 省略				(1)～(5) 省略			
(6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（ <u>同部5の項の既存薬種商に関すること、同部6の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部10の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部11の項の廃棄、回収等の措置命令等に</u> 限る。）				(6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（ <u>同部5の項の薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）</u> に関する <u>こと、同部9の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部10の項の廃棄、回収等の措置命令等に</u> 限る。）			
(7)～(12) 省略				(7)～(12) 省略			
3・4 省略				3・4 省略			
別表（第4条、第6条関係）				別表（第4条、第6条関係）			
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項			
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁 区分	組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁 区分
			所 課 長 長				所 課 長 長
企 画 課	1～13 省略			企 画 課	1～13 省略		
	14 薬事 法（昭 和35年 法律第 145号） の施行 に 関 する 事 務	1 薬局に関する <u>こと。</u> (1) 開設の許可（第4条第1項、薬事法 施行令（昭和36年政令第11号。以下こ の部において「政令」という。）第44 条 <u>_____</u> 、薬事法施行規則（昭和36年 厚生省令第1号。以下この部において 「省令」という。）第1条第3項）			14 薬事 法（昭 和35年 法律第 145号） の施行 に 関 する 事 務	1 薬局に関する <u>こと。</u> (1) 開設の許可（第4条第1項、薬事法 施行令（昭和36年政令第11号。以下こ の部において「政令」という。）第44 条第1項、薬事法施行規則（昭和36年 厚生省令第1号。以下この部において 「省令」という。）第1条第3項）	

(2) 開設の許可の更新（第4条第2項、政令第44条 _____）		(2) 開設の許可の更新（第4条第2項、政令第44条第1項）	
(3)～(7) 省略		(3)～(7) 省略	
(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、省令第16条第4項、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この部において「改正省令」という。）附則第4条）		(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、省令第16条第4項 _____ _____ _____）	
(9) 省略		(9) 省略	
(10) 業務の体制の整備命令（第72条の2第1項）		(10) 薬剤師の増員命令（第72条の2）	
(11)～(20) 省略		(11)～(20) 省略	
(21) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、改正省令附則第42条）			
2 省略		2 省略	
3 店舗販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。		3 店舗販売業 _____ _____に関すること。	
(1) 許可（第24条第1項、第26条第1項、政令第44条、省令第1条第3項、第139条第2項）		(1) 許可（第24条第1項、第26条第1項、政令第44条 _____ _____）	
(2)～(14) 省略		(2)～(14) 省略	
(15) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項）			
4 既存一般販売業者（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。		4 一般販売業（卸売一般販売業及び動物用医薬品等に係るものを除く。）に関すること。	
		(1) 許可（第24条第1項、政令第44条第1項、省令第1条第3項、第138条第2項）	
(1) 許可の更新（第24条第2項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第44条第1項）		(2) 許可の更新（第24条第2項、政令 _____ _____ _____ _____第44条第1項）	
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第3条第1項）		(3) 管理者 _____の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書、第27条 _____ _____）	
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第141条、改正省令附則第10条）		(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、 _____ _____第141条 _____）	

(4) 省略		
(5) 省略		
(6) 店舗管理者の変更命令（第73条、改正法附則第3条第1項）		
(7) 許可の取消し等（第75条第1項、改正法附則第3条第1項）		
(8) 省略		
(9) 許可証の書換え交付（旧政令第45条第1項）		
(10) 許可証の再交付（旧政令第46条第1項）		
(11) 許可証の返納の受理（旧政令第46条第3項、第47条）		
(12) 許可台帳の備付け（旧政令第48条）		
(13) 郵便等販売の届出の受理（省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条）		
5 既存薬種商（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。		
(1) 許可の更新（第24条第2項、改正政令第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第44条第1項）		
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第28条第3項ただし書、改正法附則第6条第1項）		
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第153条、改正省令附則第11条）		
(4) 省略		
(5) 省略		
(6) 店舗管理者の変更命令（第73条、改正法附則第6条第1項）		
(7) 許可の取消し等（第75条第1項、改正法附則第6条第1項）		
(8) 省略		
(9) 許可証の書換え交付（旧政令第45条第1項）		
(10) 許可証の再交付（旧政令第46条第1項）		

(5) 省略		
(6) 薬剤師の増員命令（第72条の2）		
(7) 省略		
(8) 管理者____の変更命令（第73条____）		
(9) 許可の取消し等（第75条第1項____）		
(10) 省略		
(11) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）		
(12) 許可証の再交付（政令第46条第1項）		
(13) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）		
(14) 許可台帳の備付け（政令第48条）		
5 薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。		
(1) 許可の更新（第24条第2項、政令____ _____ _____ _____ 第44条第1項）		
(2) 廃止、休止及び再開並びに 変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、_____ _____ _____ 第153条____）		
(3) 省略		
(4) 省略		
(5) 許可の取消し等（第75条第1項____）		
(6) 省略		
(7) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）		
(8) 許可証の再交付（政令第46条第1項）		

(11) 許可証の返納の受理 (旧政令第46条第3項、第47条)		(9) 許可証の返納の受理 (政令第46条第3項、第47条)	
(12) 許可台帳の備付け (旧政令第48条)		(10) 許可台帳の備付け (政令第48条)	
(13) 郵便等販売の届出の受理 (省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条)			
6 改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事			
(1) 許可の更新 (第24条第2項、政令第44条)			
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可 (第28条第3項ただし書、改正法附則第9条第1項)			
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理 (第10条、第38条、省令第16条第4項、第142条、改正省令附則第11条)			
(4) 構造設備の改善命令等 (第72条第4項)			
(5) 業務運営改善等の措置命令 (第72条の4)			
(6) 店舗管理者の変更命令 (第73条、改正法附則第9条第1項)			
(7) 許可の取消し等 (第75条第1項、改正法附則第9条第1項)			
(8) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与 (第76条)			
(9) 許可証の書換え交付 (政令第45条第1項)			
(10) 許可証の再交付 (政令第46条第1項)			
(11) 許可証の返納の受理 (政令第46条第3項、第47条)			
(12) 許可台帳の備付け (政令第48条)			
(13) 郵便等販売の届出の受理 (省令第15条の4第2項、第142条、改正省令附則第42条)			
7 改正法附則第14条及び第15条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関する事		6 特例販売業 (動物用医薬品に係るものを除く。) に関する事	
(1) 許可の更新 (第24条第2項、政令第44条)		(1) 許可 (第24条第1項、第35条、政令第44条第1項)	
		(2) 許可の更新 (第24条第2項、政令第44条第1項)	

	(2) 省略	
	(3) 省略	
	(4) 省略	
	(5) 省略	
	(6) 省略	
	(7) 省略	
	(8) 省略	
	(9) 省略	
	(10) 省略	
	(11) 特例販売品目の変更又は追加の指定 (改正省令による改正前の省令第159条)	
8	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事。	
	(1) 許可(第39条第1項、政令第44条____、省令第160条第3項)	
	(2) 許可の更新(第39条第4項、政令第44条____)	
	(3)~(12) 省略	
9	管理医療機器の販売業又は賃貸業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事。	
	(1) 届出の受理(第39条の3第1項、薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号。以下この部において「細則」という。)第7条第1項)	
	(2)~(4) 省略	
	(5) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付(細則第8条第1項)	
	(6) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の再交付(細則第9条第1項、第3項)	
10	報告の徴収及び立入検査等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第69条第1項から第3項まで、第76条の8第1項、改正法附則第3条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第11条第1項)	
11	廃棄、回収等の措置命令等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第70条第1項、第2項)	
15~20	省略	

	(3) 特例販売品目の指定(第35条)	—
	(4) 省略	
	(5) 省略	
	(6) 省略	
	(7) 省略	
	(8) 省略	
	(9) 省略	
	(10) 省略	
	(11) 省略	
	(12) 省略	
	(13) 特例販売品目の変更又は追加の指定 (_____省令第159条)	
7	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事。	
	(1) 許可(第39条第1項、政令第44条第1項、省令第160条第3項)	
	(2) 許可の更新(第39条第4項、政令第44条第1項)	
	(3)~(12) 省略	
8	管理医療機器の販売業又は賃貸業(動物用医療機器に係るものを除く。)に関する事。	
	(1) 届出の受理(第39条の3第1項、薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号。以下この部において「細則」という。)第7条____)	
	(2)~(4) 省略	
	(5) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付(細則第8条____)	
	(6) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の再交付(細則第9条____)	
9	報告の徴収及び立入検査等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第69条、第76条の8 _____ _____ _____)	
10	廃棄、回収等の措置命令等(動物用医薬品等に係るものを除く。)(第70条____)	
15~20	省略	

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第5(第4条関係)					別表第5(第4条関係)						
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長
薬 務 衛 生 課	1 薬事 法の施 行に関 する事 務	1 薬局(松山市を所在地とする 薬局に限る。)に関する情報に 関すること。				1 薬局_____		_____に関する情報に 関すること。			
		(1)~(5) 省略				(1)~(5) 省略					
		2 配置販売業に関する事 務。									
		(1) 許可(第24条第1項、第30 条第1項、薬事法施行令(以 下この部において「政令」と いう。)第44条、薬事法施行 規則(以下この部において 「省令」という。)第1条第 3項、第148条第2項)									
		(2) 許可の更新(第24条第2 項、政令第44条)									
		(3) 配置従事の届出の受理(第 32条)									
		(4) 配置従事者の身分証明書の 交付、書換え交付及び再交付 (第33条第1項)									
		(5) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理(第10 条、第38条、省令第16条第4 項、第149条)									
		(6) 業務の体制の整備命令(第 72条の2第2項)									
		(7) 業務運営改善等の措置命令 (第72条の4)									
		(8) 区域管理者の変更命令(第 73条)									
		(9) 配置員の業務停止命令(第 74条)									
(10) 許可の取消し等(第75条第 1項)											
(11) 許可の更新を拒否する場合 の弁明等の機会の付与(第76 条)											
(12) 許可証の書換え交付(政令 第45条第1項)											

(13) 許可証の再交付（政令第46条第1項）				—
(14) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）				—
(15) 許可台帳の備付け（政令第48条）				—
3 卸売販売業に関すること。				
(1) 許可（第24条第1項、第34条第1項、政令第44条、省令_____第1条第3項、第153条第2項）				
(2) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条_____）				
(3) 営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第35条第3項ただし書_____）				
(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第159条、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この部において「改正省令」という。）附則第17条）				
(5) 省略				
(6) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）				
(7) 営業所管理者の変更命令（第73条）				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。）附則第3条の規定によりなおそ				
2 卸売一般販売業に関すること。				
(1) 許可（第24条第1項、薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第44条第1項、薬事法施行規則（以下この部において「省令」という。）第1条第3項、第138条第2項）				
(2) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条第1項）				
(3) 管理者の店舗_____以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書、第27条）				
(4) 販売先等の変更の許可（第26条第3項ただし書）				—
(5) 廃止、休止及び再開並びに__変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第141条_____）				
(6) 省略				
(7) 薬剤師の増員命令（第72条の2）				—
(8) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）				
(9) 管理者_____の変更命令（第73条）				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項_____）				

(4) 配置従事の届出の受理（第32条 _____）				
(5) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条第1項）				
(6) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、 <u>省令第16条第4項、第149条、改正省令附則第15条</u> ）				
(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）				
(8) 区域管理者の変更命令（第73条、 <u>改正法附則第11条第1項</u> ）	—			
(9) 省略				
(10) 許可の取消し等（第75条第1項、 <u>改正法附則第11条第1項</u> ）				
(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（ <u>旧政令第45条第1項</u> ）				
(13) 許可証の再交付（ <u>旧政令第46条第1項</u> ）				
(14) 許可証の返納の受理（ <u>旧政令第46条第3項、第47条</u> ）				
(15) 許可台帳の備付け（ <u>旧政令第48条</u> ）				
(16) 配置販売品目の変更又は追加の指定（ <u>改正省令附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条</u> ）				
5 登録販売者に関すること。				
(1) 試験の実施（第36条の4第1項、 <u>省令 _____ 第159条の4第2項</u> ）				
(2)～(4) 省略				
(5) 登録の消除（ <u>省令第159条の10第1項、第2項、第4項、第159条の13第1項</u> ）				
(6)～(8) 省略				

(4) 配置従事の届出の受理（第32条、 <u>薬事法施行細則第4条</u> ）				
(5) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条 _____）				
(6) 廃止、休止及び再開並びに _____ 変更の届出の受理（第10条、第38条 _____）				
(7) 構造設備の改善命令等（ <u>第72条第4項</u> ）	—			
(8) 業務運営改善等の措置命令（ <u>第72条の3</u> ）				
(9) 省略				
(10) 許可の取消し等（第75条第1項 _____）				
(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（ <u>政令第45条第1項</u> ）				
(13) 許可証の再交付（ <u>政令第46条第1項</u> ）				
(14) 許可証の返納の受理（ <u>政令第46条第3項、第47条</u> ）				
(15) 許可台帳の備付け（ <u>政令第48条</u> ）				
(16) 配置販売品目の変更又は追加の指定（ _____ 省令第159条）				
5 登録販売者に関すること。				
(1) 試験の実施（第36条の4第1項、 <u>薬事法施行規則（以下この部において「省令」という。）第159条の4第2項</u> ）				
(2)～(4) 省略				
(5) 登録の消除（ <u>省令第159条の10第1項、第2項、第4項 _____</u> ）				
(6)～(8) 省略				

6	医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関すること。			
	(1)～(19) 省略			
	(20) 製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第2項）			
	(21)～(40) 省略			
	7 医療機器の修理業に関すること。			
	(1)～(6) 省略			
	(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第2項）			
	(8)～(15) 省略			
8 省略				
2～24 省略				

6	医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関すること。			
	(1)～(19) 省略			
	(20) 製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の3、第81条、政令第80条第2項）			
	(21)～(40) 省略			
	7 医療機器の修理業に関すること。			
	(1)～(6) 省略			
	(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3、第81条、政令第80条第2項）			
	(8)～(15) 省略			
8 省略				
2～24 省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
畜産課	1～25 省略				
	26 薬事法の施行に関する事務	1 省略			
		2 店舗販売業に関すること。			
		(1) 許可（第24条第1項、第26条第1項、政令第44条）			—
		(2) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条）			—
		(3) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第28条第3項ただし書）			—
		(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条）			—
		(5) 業務の体制の整備命令（第72条の2第1項）	—		
		(6) 店舗管理者の変更命令（第73条）	—		
	3 配置販売業に関すること。				
(1) 許可（第24条第1項、第30条第1項、政令第44条）			—		

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長
畜産課	1～25 省略				
	26 薬事法の施行に関する事務	1 省略			

(1) 許可(第24条第1項、改正法附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の薬事法第30条第1項、改正政令附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)					(1) 許可(第24条第1項、 _____ _____ _____ _____第30条第1項、政令 _____ _____ _____第44条第1項)				
(2) 許可の更新(第24条第2項、旧政令第44条第1項)					(2) 許可の更新(第24条第2項、政令_____第44条第1項)				
(3) 配置販売品目の指定(改正法附則第10条及び第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の薬事法第30条第1項)					(3) 配置販売品目の指定(_____ _____ _____ _____第30条第1項)				
(4) 省略					(4) 省略				
(5) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付(第33条第1項)					(5) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付(第33条_____)				
(6) 省略					(6) 省略				
(7) 区域管理者の変更命令(第73条、改正法附則第11条)				—					
(8) 省略					(7) 省略				
(9) 配置販売品目の変更又は追加の指定(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第8号)附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令による改正前の省令第112条)					(8) 配置販売品目の変更又は追加の指定(動物用医薬品等取締規則(以下この部において「省令」という。) _____ _____ _____第112条)				
					5 特例販売業に関すること。				
					(1) 許可(第24条第1項、第35条、政令第44条第1項)				—
					(2) 許可の更新(第24条第2項、政令第44条第1項)				—
					(3) 特例販売品目の指定(第35条第1項)				—
					(4) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(第10条、第38条)				—
					(5) 指定品目の変更又は追加(省令第112条)				—
9 動物用医薬品登録販売者に関すること。					6 動物用医薬品登録販売者に関すること。				
(1)~(4) 省略					(1)~(4) 省略				

